

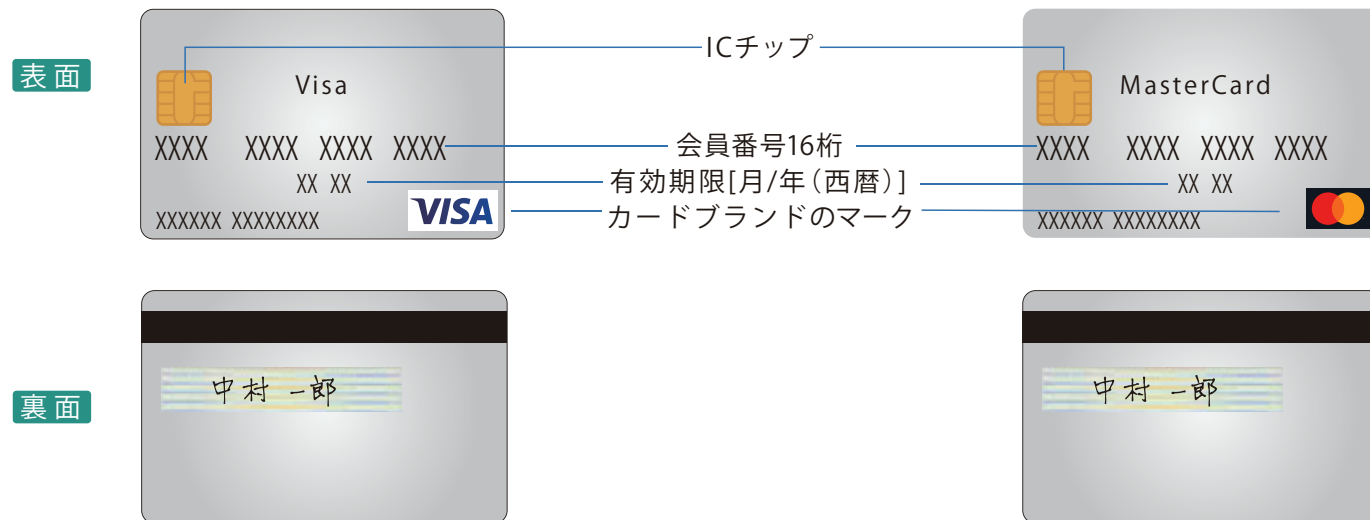


カードお取扱いの手引き

1 カードをご確認ください

●カードのお取扱い

寺岡精工の加盟店は、国内、海外発行のすべてのVisa、MasterCard、JCB、AmericanExpress、Diners、DISCOVERがお取り扱いいただけます。*加盟店様契約内容により、お取り扱い出来ないカードもございます。



①Visa 、MasterCard 、JCB 、AmericanExpress 、Diners 、DISCOVER のマークがついているクレジットカードなら、すべてお取り扱いいただけます。

*加盟店様契約内容により、お取り扱い出来ないカードもございます。

②カード有効期限をご確認下さい。有効期限切れカードはお取り扱いできません。

③一部会員番号やカード有効期限が券面に記載のないカードもございます。

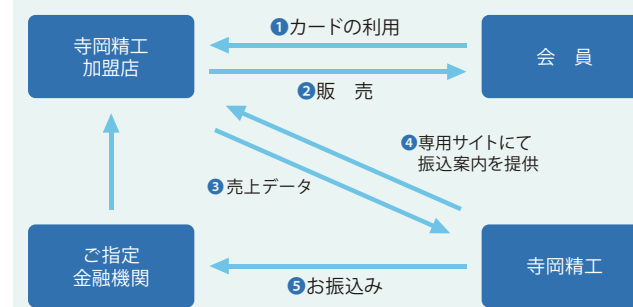
2 端末機の実操作方法

端末機を設置されている加盟店様は、端末機の機種により操作方法が異なりますので、各種端末機の操作方法をご確認のうえお取扱いください。

ICチップ付きクレジットカードをお取り扱いの際は、暗証番号入力をお求めください。

3 売上げ代金のしくみ

●売上代金入金のしくみ(お振込みの場合)



寺岡精工加盟店用

4 取扱種別と締切日・振込日

取扱種別	店頭販売	取扱期間		通年	
		締切日	15日	末日	
1回払い ギフトカード	店頭販売	貴店への振込日	末日	翌月15日	
ボーナス一括払い	店頭販売	取扱期間	夏期 12月16日 ~7月15日	冬期 7月16日 ~12月15日	
		締切日	7月15日	12月15日	
2回払い	店頭販売	取扱期間	貴店への振込日については、 1回払いのお取扱方法と同様です。		
		締切日	7月15日	12月15日	
分割払い	店頭販売	取扱期間	貴店への振込日については、 1回払いのお取扱方法と同様です。		
		締切日	7月15日	12月15日	
リボ払い	店頭販売	取扱期間	貴店への振込日については、 1回払いのお取扱方法と同様です。		
		締切日	7月15日	12月15日	

※店頭販売と通信販売はそれぞれに加盟店契約が必要となります。

5 お問い合わせ

各種お問い合わせ

寺岡精工では、加盟店の皆さまからのお問合せにスムーズにおこたえするために、加盟店の皆さま専用の「加盟店デスク」を設置しています。端末操作・住所変更などお気軽にご利用ください。

※承認番号の取得については、カード承認専用電話へご連絡ください。

加盟店デスク全国共通番号

050-3816-3055 受付時間/10:00~18:00
【土・日・祝日・年末年始休】

6 ご案内

カードの取扱いについて

- カードの取扱いには必ず寺岡精工への店舗の届出と寺岡精工の承認が必要です。
契約店以外ではカードの取扱いはできません。
新たに支店・店舗を開店される場合にも必ず届出てください。
- 端末機をご利用の加盟店様では、端末機の使用により自動で承認番号が取得できます。
すべてのクレジットカード取扱いについて端末機をご利用ください。

信用販売の方法

- 利用金額の分割
売上は1枚の売上伝票で計上してください。複数枚の伝票を作成されますとお客様とのトラブルの原因になります。お客からご要望があった場合もお断りください。
- 現金の立て替え、過去の売掛金(ツケ)の精算
売上当日の商品代金(税金、送料を含む)のみがカード売上として有効です。お客様からご要望のあった場合もお断りください。
- 有効期限切れのカードの取扱い
お客様のカードの有効期限をよくご確認ください。左から月/年の順番です。
有効期限の切れたカードをお取扱いいただくことはできません。

差別的取扱いの禁止

加盟店様ではカード会員様に対して、不利となる次のような差別的な取扱いはできません。ご注意ください。

- カードの利用拒否
現金でのお支払いや他社の発行するカードの利用を勧めたりすることはできません。
- 手数料の上乗せ
現金でのお支払いに比べてカードの支払金額の方が高くなるようなお取扱いはご遠慮ください。



地位・債権の譲渡はできません

加盟店契約における加盟店の地位は、ご契約者様にのみ有効です。加盟店の地位を第三者に譲渡することはできません。

- 他店の売上を、自店分として請求することはできません。
- 代表者が変わる場合はご連絡ください。

お客様とのトラブルについて

商品の購入およびサービスの提供等に関し、お客様と販売店との間に何らかの問題が発生した場合には、お客様とよくお話し合いのうえ、その問題を解決していただきますようお願い申し上げます。

不正使用の防止にご協力お願いいたします。

偽造および盗難カード等による不正使用には以下のような特徴・傾向がございます。

不正使用者の特徴

- ①十分な品定めをせず、商品をカードで購入しようとする。
- ②挙動不審で落ち着きがなく、明らかに様子がおかしい。
- ③何名かのグループで来店し、不自然な買い物をする。
- ④まったく違う名義のカードを何枚も持っている。
- ⑤短時間に連続して何度も購入しようとする。
- ⑥売上票のサインとカード裏面のサインが明らかに違う。
- ⑦カード表面のカード番号とクレジット処理端末機から売上票に打ち出されたカード番号が一致しない。

不審情報連絡先

カード承認専用電話 **050-3816-3055** 受付時間/10:00~18:00
【土・日・祝日・年末年始休】
電話番号はお間違えないようにお願いします。通話料は発信者負担となります。

ご協力をお願い

- ①弊社では第三者による不正使用を防止するため、クレジット処理端末機でのカードお取扱いの際にお取引を一時的に保留させていただく場合がございます。保留時にはクレジット処理端末機ディスプレイにカード会社宛にご連絡をお願いするメッセージが表示されますので、その場合は速やかに弊社カード承認専用電話へお電話いただきますようお願い申し上げます。なお、その際にカード会社よりご本人様のご利用であることをお電話口にて確認させていただきます。ご了承ください。
- ②万一貴店にて盗難カードや偽造カードによる売上が発覚した場合には、貴店から最寄りの警察署への「被害届」の提出をお願いいたします。犯人の検挙にはたいへん重要となりますのでご協力のほどお願い申し上げます。

割賦販売法改正に関するご案内

1. 「改正割賦販売法」について

「改正割賦販売法」施行に伴い、クレジット番号等の適切な管理や不正利用対策を講じることが義務付けられました。
【クレジットカードを取り扱う加盟店にご対応いただくこと】
○カード情報保護について適切な保護措置をとること
(カード番号等の非保持化又はPCIDSSの準拠)
○不正利用対策として、対面加盟店ではICカード決済が可能な端末を設置し、EC(ネット取引)加盟店では、なりすましによる不正利用防止対策をとること
具体的な対応方法等の詳細につきましては、日本クレジット協会のホームページをご参照下さい。
<一般社団法人日本クレジット協会ホームページ>
<https://www.j-credit.or.jp/security/understanding/member-store.html>

2. 貴店へのご依頼事項

- ・上記ホームページ記載の「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」等をご参照いただき、適切なセキュリティ対策を講じていただけてようお願いいたします。
- ・弊社の届け出内容(店舗所在地・電話番号・カード情報保護の対策状況等)に変更が生じた場合は速やかにご連絡下さい。(加盟店デスク)
- ・クレジットカード番号等の漏洩・紛失等が発生した場合、またはその恐れが生じた場合は、速やかにご連絡をお願いいたします。(加盟店デスク)
*類似の漏洩紛失等の事故が再発しないための対策措置をお願いすることとなります。

加盟店デスク **050-3816-3055** 受付時間/10:00~18:00
【土・日・祝日・年末年始休】

割賦販売法対象取引の範囲拡大についてのご案内

対象取引の変更内容	変更前	変更後
指定商品・指定役務の撤廃	指定商品、指定権利、指定役務が対象	全ての商品・役務を扱うクレジット取引が対象(不動産販売を除く)
割賦定義の見直し	2か月以上かつ3回払以上の支払い	2か月以上の支払い
対象となる取扱区分	●分割払い ●リボルビング払い	●2回払い ●ボーナス払い ●分割払い ●リボルビング払い

※お取引の際に「承認番号の取得」および「書面の交付」の徹底をお願いします。

- ◆必ず売上票の控えやレシート等をお客様へお渡しください。
- ◆クレジットお取引時は、原則全件承認番号の取得をお願いします。